

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人取手市文化事業団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を茨城県取手市東一丁目1番5号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、すぐれた芸術・文化の公開並びに芸術・文化活動の奨励及び育成をはかるとともに取手市における文化の拠点である市民会館等の健全な管理運営を行い、もって広く市民文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 市民文化向上に資する文化事業の推進及び助成
- 2 市民文化に関する情報の提供
- 3 市民文化に関する調査及び研究
- 4 市民の文化活動の奨励・育成及び後援
- 5 取手市の委託を受けてする市民会館等の管理運営
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 資産から生ずる収入
- 3 事業に伴う収入
- 4 寄付金品
- 5 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 1 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 2 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - 3 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、茨城県知事(以下、「県知事」という。)の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て県知事に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更するときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、貸借対照表、財産目録及び財産増減事由書とともに監事の意見を付け、理事会の議決を経て、毎事業年度終了後3月以内に、県知事に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第 12 条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計から生じた剰余金は、すべてこれを基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、県知事の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第8条ただし書及び前条に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役 員

(役員)

第 16 条 この法人に次の役員を置く。
理事9人以上13人以内(うち、理事長1人、副理事長1人及び常務理事1人)とする。
監事2人とする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が任命する。
- 4 理事及び監事は評議員会において選任する。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(職務)

- 第 17 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、理事会で議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号の規定する職務を行う。
法人の財産の状況を監査すること。
理事の業務執行の状況を監査すること。
財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は県知事に報告すること。
前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

- 第 18 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解任)

- 第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
職務上の義務違反その他役員たる地位にふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に、解任の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第 20 条 役員は、有給とすることができる。
- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第 21 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

- 第 22 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
事業計画及び収支予算に関する事項
事業報告及び収支決算に関する事項
諸規定の制定及び改廃に関する事項
その他この法人の運営に関する重要な事項

(理事会の招集等)

- 第 23 条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。
- 2 理事長は、必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により理事会の開催の請求があったときは、臨時に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

- 第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

- 第 25 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

(議決)

- 第 26 条 理事会の議決は、この寄付行為に別に定めるものを除き、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(議事録)

- 第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
開催の日時及び場所
構成員の現在数
会議に出席した構成員の氏名(書面表決者を含む。)
議決事項
議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員会

(評議員)

- 第 28 条 この法人に、評議員20人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員には、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(職務)

- 第 29 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員会)

- 第 30 条 次に掲げる事項については、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
事業計画及び収支予算に関する事項
事業報告及び収支決算に関する事項
基本財産に関する事項
長期借入金に関する事項
前各号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
2 評議員会には、第23条から第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 事務局及び職員

(事務局)

第 31 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の構成その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(職員の給与等)

第 32 条 職員の給与及び旅費については、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第8章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 33 条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において構成員各々4分の3以上の議決を経、かつ、県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 34 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において構成員各々4分の3以上の議決を経、

かつ、県知事の許可を受けなければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第 35 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において構成員各々4分の3以上の議決を経、かつ、県知事の許可を受けてこの法人の目的に類似の公益法人に寄付するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 36 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備え

たときは、この限りでない。

寄付行為

役員、評議員及び職員の名簿並びに履歴書

業務日誌

理事会及び評議員会の議事に関する書類

収入支出に関する帳簿及び証拠書類

資産台帳及び負債台帳

官公庁往復書類

その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号、第2号、第4号及び第6号の書類及び帳簿は永年、第5号の書類及び帳簿は10年以上、第3号、第7号及び第8号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委任)

第 37 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この寄付行為は、教育委員会の設立の許可があった日から施行する。

(役員選任の特例)

2 この法人の設立当初の役員は第16条の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は第18条の規定にかかわらず、平成4年3月31日

までとする。

(事業計画等の特例)

3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第12条の規定にかかわらず、財団法人取手市文化事業団設立

発起人会の定めるところによる。

(事業年度の特例)

4 この法人の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の許可があった日から平成3年3月31日までとする。

付 則

この寄付行為は、教育委員会の許可を受けた日から施行する。